

会議録

令和3年第1回更別村議会定例会

第2日（令和3年3月11日）

◎議事日程（第2日）

第 1 会議録署名議員指名の件

第 2 村政に関する一般質問

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	安部昭彦
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	企画政策課参事	高田大資
産業課長	本内秀明	住民生活課長	小野寺達弥
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	石川亮	診療所事務長	酒井智寛
教育委員会教育次長	小林浩二	農業委員会事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	高瀬大輔
書記	加藤廣衛		

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、太田さん、6番、安村さんを指名いたします。

◎日程第2 村政に関する一般質問

- 議 長 日程第2、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番、織田さん。

- 7番織田議員 それでは、議長の許しを得ましたので、スマート農業の推進と農業基盤、地域環境整備についてお伺いいたします。

更別村の農業は、大型化が進むとともに、スマート農業の推進もあり、GPS装着トラクターなどの高性能機械や農業機械、輸送車両の大型化が一段と進んでいます。一方では、農業基盤や農村地域の環境整備は進んでいません。まず、村道については、道路改良、舗装があまり進んでいません。未舗装道路においては、悪路、ほこり、それに道幅や橋の狭いところもあり、農業機械や大型車両の移動にも支障を来すこともあります。また、舗装されている道路まで出るのに距離のある農家、地域住民にとっては道路が舗装されることを切望しており、各行政区から提出されている整備事業申請書などに対してどのように取り組むかお伺いいたします。

次に、平成28年度の台風の大雨では大変大きな被害を受けました。しかし、その中でも、道路の側溝に水が集まり、排水に大きな役割を果たしていたところもあります。また、平年時でも大雨や春の融雪水などを圃場から排出するのに側溝やその先の明渠排水、かんがい排水路の役割は大きいと思います。平成28年の被害後も側溝やかんがい排水路の整備などはあまり進んでいません。その辺今後どのようにするか、対策をお伺いいたします。

3番目に、農家や圃場近くにある北電やNTTの電柱、現在は道路の両側にあることが多く、これが農作業での作業効率の低下や断線、衝突などの事故につながっています。事故防止の観点からも電柱の数は少ないほうがよく、これから農村地域に光回線工事も始まるので、これを機会に村が両者の間に立って電柱の共有化を進めていく考えはありませんか。

更別村のスマート農業の推進が実証実験で終わることなく、農業者に普及、定着させるためにも農業基盤や地域環境の整備が重要であり、その対策について村長にお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんのご質問、スマート農業の推進と農業基盤、地域の環境整備についてお答えを申し上げます。

今回の質問に関しましては、主に道路整備関係等となっております。平成29年に織田議員さんから、令和元年と2年には同僚議員さんからも質問を受けていることから、一部内容が重複しているところもあろうかと存じますので、ご了承をお願いしたいと思います。

まず、1つ目の道路の改良、舗装工事についてであります。令和2年3月31日現在の村内の道路現況を申し上げます。国道は2路線、25.2キロメートル、舗装率100%、道道は6路線、47.4キロメートル、舗装率100%、そして村道が212路線、472.4キロメートルで、改良済み延長237.2キロメートル、改良済み率50.2%、舗装済み延長215.8キロメートル、舗装率45.7%で、前回織田議員さんが質問されたときと比べますと改良済み延長で1.8キロメートルの増、改良済み率で0.4%の増、舗装済み延長では2.3キロメートルの増、舗装済み率で0.5%の増となっております。

今時点での第6期総合計画に登載をされております令和3年度から9年度までの農村部における道路改良は、4路線で4.0キロ、道路舗装は3路線で3.8キロメートル、道路の拡幅を伴う局部改良で1路線、3.4キロメートル、橋の拡幅を伴う架け替えは3橋を計画しているところであります。農村部の生活道路路線につきましては、現在2行政区から8路線、4.8キロメートルの舗装整備申請が出されているところであります。整備につきましては、前回も申し上げているところでありますが、厳しい状況となっております。しかしながら、今回の過疎対策事業の継続によりまして、今後総合計画の見直しも想定されるところであります。起債事業が可能な路線に向けた工法の検討を行い、可能な範囲で総合計画に盛り込めるように考えてまいります。

次に、2つ目の側溝や明渠、かんがい排水路の取組についてであります。側溝につきましては、道路改良と同時に行うことから、令和3年度から9年度までの総合計画には4路線で4.0キロメートルの整備を計画しております。明渠排水路につきましては、平成28年度の台風では村内全域で農地への滞水や土砂の流入などが発生し、農作物等に大きな被害が生じました。特に上更別地域におきましては、基幹的な河川や排水路がなく、圃場の冠水が長期化したことから、道営事業で整備を行っている南14線排水路に接続する村単独の東12号排水路の事業期間を短縮し、早期整備を図ったところであります。さらに、上更別地域の抜本的な排水対策につきましては、生産者を中心に期成会を設立し、国営事業での排水路整備を求めた結果、令和2年度から国営かんがい排水事業新更別地区として新規採択を受けました。地区調査が開始をされております。引き続き、地区調査終了後の本採択、長期着工に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、1級河川であるサラベツ

川につきましては、河川管理者である北海道におきまして国道橋の架け替えを含む局部改修の計画が策定されたところであります。これにつきましても早期着工に向け、要請を進めてまいりたいと考えております。

3つ目の電柱の共用化についてであります。このことにつきましては、現況では道路の片側に電柱が、もう片方にNTT側と、両側に立っているところもあります。片側に共架柱として立っているところもあります。今回のご質問につきましては十分理解をするところでありますので、今後の対応としては申請される電柱事業者に対し、共架柱など道路の片側に電柱を立てていただけないか働きかけを行ってまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今大変貴重な答弁いただきましたけれども、最近の車は大変安全運転機能がついていまして、例えば白線を越えたらブザーが鳴るとかということもあわせて、そのようなサポート機能がいろいろついているわけなのですけれども、これはカメラやセンサーが汚れてはあまり効力を発揮しないということもありますし、また今までも村長が言われておりますように、これから農村地区においてデマンドタクシーの導入とか、あるいはスーパーシティ構想における自動運転の車の送迎を考えると、やはりこれからは農村地域の道路の舗装というのは大変重要になってくるのではないかと思います。しかし、その道路の舗装率は、今村長が言われたように平成28年では45.2%、令和2年度は45.7%です。また、平成31年と令和2年では全く進んでいません。今村長は第6期総合計画に盛り込んで整備をすると考えていますが、この際舗装率の向上を目指し、将来目標を掲げる。例えば10年後に舗装率を何%にまでという数字を示して取り組んでいく考えがないのか、まず1点伺いたいします。

次に、かんがい排水ですけれども、上更別地区の国営かんがい排水事業、サラベツ川の局部改修事業についてですが、これは完成まで10年かかると言われております。その間にいつまた災害起こるかも分かりませんので、ぜひ着工、早期完成に向けて村を挙げて強く要請していただきたいと思います。また、一方、圃場にたまる水の排水ですけれども、明渠や側溝などに畑の水を排水し、それが排水路につながっていくというのが必要であります。その側溝についてですが、現在未舗装の村道の多くは昭和42年から始まった道路愛護事業によって、各集落あるいは各公区の住民が中心になって造られた道路が多くあり、しかしその造る際にはしっかりとした側溝は造られず、また水がたまって流れるところには土管を入れて造っているわけなのです。また、その土管も長い年月の間には詰まったり壊れたりして、逆に今では道路に水がたまり、流れるのを妨げる要因になっているところもあります。一つの圃場が同じ条件にあり、隅から隅まで作業機が入れることがこれから言われています無人トラクターなどの高性能機械の導入に強く結びついていくと考えております。

また、電柱については大変村長もありがたい答弁いただきました。共有化は強く働きかけてください。それと、これからの農業、盛んにドローンと言われております。今までは地表面の作業でしたけれども、これからは空中を飛んでする作業の機械が加わるということは、やはり電線なり、高圧送電線も通っておりますけれども、そのような障害物を少しでもなくすることが必要であり、今まで以上に広範囲な整備を求められると思いますので、この3点について村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんの1点目のパーセンテージです。これは、本当に目標率を提示をしながらやっていかないと駄目だというふうに私自身は考えております。具体的な数字を出すことはできませんけれども、ただ本当に申し訳なく思っているのは、これ4回目ですよね。振り返ってみますと、安村議員さんからもありましたし、松橋さんから執行方針の質問ありました。スマート農業とかスーパーシティとか掲げているけれども、肝腎な農業の基盤整備というところで、圃場の整備等も土地改良もそうなのですけれども、一番大型機械になってきて大事なのはやっぱり道路の整備ではないかと、橋の拡張ではないか。行政懇談会行きましたら、各行政区から非常に八十数項目になって出てきているのですが、その中で必ず言われるのは、村長、本当にいろんな機械化とか、いろんな形で今大型農業になっているけれども、実際に今小麦の収穫時期に回り道をしなければいけない。あるいは、自分のトラクター、大型化してきているような機能ついているのだけれども、それが橋が狭いことによってそこ通れないのだと。道路も普通に農道走っているけれども、路肩をもう少し、あと1メートルでもいいから拡張してくれないかと、そうでないと落ちてしまうよと。そういうことを整備しないと、自動運転とか自立トラクターとかいっても、これかなり難しいのではないのかというような話がありまして、これは建設水道課とも、最初に出された、一番最初に出されたのは平成29年の5月の議会で議会だよりに掲載していますから、そのときにもう既に指摘をされていて、それから今4回目ですので、少しずつは進んでいるのですが、やっぱり抜本的になかなかできていないというような状況があります。

そこは、おっしゃったように、やっぱり舗装率どのぐらいまでするのかというようなことと、今点検とか、いろんな道路の点検、路肩の弱いところとか、そういうところの調査を行っています。6期総に登載されている、今また見直しをかけておりますけれども、何とか、更別区ともう一か所あったのですが、そこのところへ本当に申し訳なく思っているのですが、更南ですね、から連名でいただいております。そここのところの回答もなかなか今難しいですよというようなことを差し上げておりますけれども、何とか今過疎債が継続して、過疎債がなくなったときにどうするかと、一番青ざめたのは建設水道課をはじめとする橋梁、道路のどこでどうしていくのかというのが本当に迫られまして、これはかなり厳しいものになる。そこで総務課が頑張ってくれて、辺地債、辺地を全域に適用することによって、その部分で活用できるものがないかと。過疎債は70%バックです

けれども、辺地債80%バックですよ。かなり大きいと、その中でできるような橋梁の補修とか改修とか、あるいは道路の舗装とかできれば、いろいろ工法とかいろんな部分がかかなり専門的になるということで、私はそこまでまだ詳しくは勉強していませんけれども、そのところが合うようにすれば計画に登載していけるということも言われておりますので、何とか今6期総の見直しとかなんとか、皆さん方から要望が出ているそういう道路の補修、あるいは橋梁、路肩のそういう部分について具体的な数字を目標値に掲げながら取り組んでいけるよう、ずっと、本当に恥ずかしいのですけれども、答弁は同じ発言をしています。財政的に困難である。順番にやっていきます。やらないということではないというふうなことでここまでできましたので、そこからは一つ考えて前に進むというか、織田さんのご指摘のとおり数値も挙げながら、そして皆さんのご要望も聞きながらしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っています。

あと、2つ目です。上更別が新更別地区で採択をされました。ここに期成会の会長さんもおられるわけですが、議長さんの高木さんも何回も東京に行った上京した折にはお話ししております。今鋭意調査に取り組んでおりますけれども、問題は本採択でありまして、何とか、来年の秋ぐらいからまた上京を開始しなければいけませんけれども、国のパイプをこれまで以上に強くして、そして五十数年来の悲願を何としても達成すると。そうすれば、滞水、冠水被害が十勝の中では被害が一番でありましたので、なかなか水が引かないという状況が1か月、2か月、収穫はできない、防除はできないという状況を何とか、スマート農業はありますけれども、基本的にはそういうかんがい排水、かん排でやりたいと思っています。

それと、もう一点指摘ありましたあその国道橋の架け替えです。サラベツ川のところですか、あそこも念願でしたけれども、道の計画にのりましたので、これはあとは着工だけなのです。だから、高規格道路から国道までの拡幅と改修と、そして国道橋、あそこ狭くて取り込み口が狭いということであふれたりして、若干の洪水とか起きています。そこを何とか、これも全力を挙げて早期着工を目指したいと思います。あと、細かいところ、今織田さんご指摘あったように、道路についてもそういうような皆さん方の共同事業によってそういうものを整備をされてこられたということもあります。道路側溝と排水もまた、道路側溝は雨水等道路から流れる水を受けるためのもので、高さ30センチぐらいからできるということでもありますけれども、勾配が取れない場合は浸透ますを使いますということですが、ただ排水路は圃場をしっかりと被害が行かないように、崩れないようにしなければというのがありまして、その部分で1メートルぐらいの高さを必要とするということで、ここは圃場に即したところの排水路については、そこはしっかりやっていく必要がありますし、農地に対しての影響があってはこれは困ることですから、そのご指摘があったところを、大きなかん排だけではなくて、細かいところもやっていきたいなというふうなことを思っています。織田議員さんから前にご指摘がありました開拓に入ったときに最初に入ったところは道路も整備されていなくて、そこでご苦労なさって開拓をし

てきた。だから、その前には道路がなかった。家を建てたときに、いろんな牛舎とか建てたときになかったと。今は、後から入植してきた人たちの中には、道路がある程度整備をされていて、そこに居を構えたというようなところもあって、そのところは目配りして、そういうところはしっかり。近くに幹線道路がなかったよ、でもそれは造ってきたのだよ。そこは、今集乳車とかいろんな関係で道路が乱れていると非常に支障を来しますよね。農作業についても、機械とかそういうもの、トラクターが出ていくのに大変な状況になるということで、そのところをしっかりと考えてその部分も対応してまいりたいというふうに考えております。

電柱です。本当にそうですよね。今光回線の工事も始まりますけれども、あそこに作業車が入ってくると、農繁期に入ると大変な、農作業に迷惑かけないようにというようなことで事業者、作業者のNTTさんには強く申入れをしているところでもありますけれども、根本的には電柱を片側に寄せるとか、あるいは地下埋設というのが都会ではありますけれども、そういうところも含めて考えていかなければいけないというようなことであります。たまたま北電の会長さんとか帯広の支店長さんとか近々に話す機会がありましたので、その部分での今スマート農業とかスーパーシティの関係もありますし、何とか効果的に、電柱の設置を変えなければいけない部分も出てきますので、その部分しっかり対応していただけないかということは申し入れてありますけれども、これについては引き続き持続的に行わなければなりませんし、ご指摘のドローンとかなってきますと空中のところで高压電線とか等々に影響がありますので、しっかりとその辺の部分については対応していきたいというふうに考えております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上であります。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 大変前向きな答弁ありがとうございます。それで、最後に、私はスマート農業推進、そして定着させるためには村として、先ほど村長も言われていましたけれども、道路をはじめとする農村地域の環境整備、そしてまた圃場を整備する。また、そのための支援です。畑から水を抜くのは農家の仕事ですから、それに対する支援も進める必要があるのではないかなと思います。例えば農業機械です。農家にGPS装着トラクター、すごい勢いで普及しました。これはなぜかという、やはり労働力の軽減、そして作業効率の向上、そしてまた農業所得の向上につながる機械であれば、黙っていても普及というのですか、積極的に普及が進んでいきます。それが最終的にはスマート農業へつながっていく、快適で魅力ある村づくりになると思いますので、まず普及させる条件の第1番目として普及しやすい条件に整備していく、これがやはりスマート農業を進める上で一番最初に取り組むべきことだと思いますので、その辺を最後の質問として、よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 まさに織田議員さんのお話のとおりでございます。私もそのとおりだという

ふうに思っています。1つ、農業基盤整備、今回のスーパーシティに関しましても農村地区、市街地、各農業団体さん、20から30か所ぐらいで説明、村民説明会を含めて申しあげてきましたけれども、最初に高度技術ありきではないです。今まで100年かかって、本当に血と汗と涙を流しながらじいちゃん、ばあちゃんたち、先代も築いてきた土地改良と土づくりです。ここがあって初めて、それでも足りないところを高度技術使いましょうと。おっしゃるように労働力の、今家族労働が多いわけですから、労働力の削減と、何よりも所得の向上です。そのためにスマート農業を導入すると。しかし、基本は農業基盤整備です。そこなくしてはスーパーシティとか何ぼ掲げても、スマート農業と掲げても、それは本当に本末転倒になるというふうに自分では考えておりますので、基本的な農業の基盤整備、今GPSトラクターがどんどん入ってきて、多分全国一だと思うのです。410台以上ということで組合長さんおっしゃっていました。7基のGPSの鉄塔が立っています。今5Gのキャリア基地局が5つ立ってしまして、またそこでカバー、農村地区にも2基立ちましたけれども、カバーできない部分をどうするのかという話も進めております。

今GPSがあと天頂型の衛星が2基上がれば全く誤差なしで作業機械を動かせるというようなこともありますし、自立自走も決して夢ではないというようなこともあります。そのためにも、道路の整備、圃場の整備、土地改良、そこをきちんとやり遂げて、土台をしっかりした上でそれを導入していくということについてしっかりと条件整備をやっていきたいと思っています。今後ともご支援をよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○7番織田議員 どうもありがとうございました。

○議長 長 順次発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 更別中央中学校と学校給食センター改修計画に伴う今後の取組について、通告書に従い、一般質問させていただきます。

質問は、第6期更別村総合計画に掲載されている更別中央中学校と学校給食センターの改修事業についてであります。総合計画では、令和4年度から令和6年度までの3年間に基本設計や実施設計、そして本体工事などを行い、また給食センターは平成6年度、中学校は平成7年度から供用開始となる計画であります。事業費も2つの施設を合わせると概算で約23億7,000万の巨費が予定されているところであります。令和4年度から計画に着手ということになれば、来年度中、令和3年中には全ての方向性についての結論を出す必要性があります。ご承知のように、更別中央中学校はそれまでの4つの中学校を統合し、昭和53年4月に開校、そして学校給食センターは翌年の昭和54年11月に中学校に隣接されて改築されたもので、いずれの建物も築40年以上経過しているところであります。

そういったことから、総合計画では全面改築を予定していたところでありまして、今年度実施した建物の耐力度調査では問題なしという判定がされたと聞いているところであります。したがって、このまま改築すべきなのかどうなのか、それが一番最初に判断する必

要があるものと考えております。更別中央中学校の生徒数は現在87名で、開校時と比較して約6割も減少しております。教育内容や生徒数も大きくさま変わりする中で、将来の教育を見据えた小中一貫教育を進めるためにも小学校に併設することも考え方の一つだと思っ
ているところであります。幸いにも心配された過疎対策の特別措置法、過疎法ですけれども、さらに10年間延長されることが決定されるということもありまして、思い切った考え方を望んでいるところでございます。今回の計画である更別中央中学校と学校給食センターの整備については、関係機関等の意見も踏まえることだと思いますけれども、改築場所や事業費などの財政面、そして移転された場合の跡地の再利用、こういったものをいろんな様々な角度から検討する必要がある中で、教育委員会として現時点でどのように考えているのか、教育長に質問したいと思っ
ています。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 上田議員の更別中央中学校と学校給食センターの改修事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

中央中学校は、校舎東側の第1期工事を昭和51年に、西側の第2期工事を翌52年に実施し、1期側で44年、2期側で43年が経過し、現在に至っております。この間、建築から20年を経過した平成11年に耐震診断を実施し、その時点における安全性を確認しておりますが、中央中学校校舎は昭和56年の建築基準法改正前である旧耐震基準時の建物であること、また平成29年に政府の地震調査委員会が十勝沖を含む千島海溝でマグニチュード9級の超巨大地震が今後30年以内に7%から40%の確率で発生する予測を公表していることから、万一にも倒壊の危険性があってはならないため、耐震診断からさらに20年を経過した本年度に耐力度調査を実施したところであります。

調査の結果は危険判定ではなかったため、国庫補助メニューの危険建物改築の要件を満たさないことから、当面は単費により適宜必要な修繕を行い、一定期間経過後に再度耐力度調査を行い、状況を確認するか、あるいは国庫補助金を活用して全面的な長寿命化改良工事を実施した上で、補助要件に従い、今後30年間使用するか、いずれかの選択が考えられますが、危険建物の改築の要件の中で耐力度の特例が認められておりまして、別敷地移転による全面改築は判定に用いる耐力度点数が緩和されることとなっております。この特例に当てはめると危険建物改築に該当し、国庫補助対象になる可能性が出てまいりました。ただし、体育館につきましては、平成18年に耐震補強工事を行っており、別敷地移転でも危険判定点数を下回らないことから、移転改築する場合は文科省所管の補助事業とはならず、また他省庁等の補助事業にも該当しなければ全額単費での負担とならざるを得ません。また、近年中に校舎を移転改築した場合、今年度整備いたしましたGIGAスクール構想の校内ネットワーク環境に係る国庫補助金の返還義務が生じる可能性もございます。

一方、学校給食センターは、昭和54年に竣工し、築41年が経過しております。経年とともに取り巻く環境も変化をしております。現状では厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルで定められている汚染、非汚染区域の障壁等による区切りや調理過程ごとの区

分けがなされておらず、保健所からも指摘を受けているところですが、現施設は狭隘で、改修対応が不可能のため、別敷地への改築が必然な条件となっております。

概算事業費は、先ほど議員がおっしゃったとおり巨額であります。補助対象とならなかった場合の体育館を含めた2つの施設を移転改築した場合は、国庫補助や学校施設関連の起債借入による交付税算入等を考慮しても建物だけで十数億円の手出しになると想定されております。また、別な考え方として、中学校校舎を長寿命化改良とし、学校給食センターを移転改築した場合でも建物だけで6億円前後の地方負担が予想されております。今年度は過疎団体の卒業か継続かの問題が年末まで続いていたため、財政的な見通しを立てることができずにはいましたが、結果的に10年間継続されることとなりましたが、借入枠につきましては当然限度がありまして、村全体の他の事業に与える影響は非常に大きいと考えております。

全面改良あるいは移転改築となれば、巨費を投じる事業となります。中学校校舎は危険ではないという判定となりましたが、今後の生徒数の推移や時代に即した学校運営の在り方を総合的に判断するとともに、財政部局と慎重かつ速やかな協議を行い、どのような整備なら可能なか方向をお示しし、学校関係者、保護者の皆様をはじめ、移転改築の可能性がある場合は地域の皆様のご意見もお伺いしながら、議員ご提案の小学校への併設も一つの案として承り、これからあるべき学びの場、そして村の子どもたちにとって最も望ましい将来像を見据えて取り進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今の答弁では、巨費がかかるというようなことと、それから耐力度調査、そういったものが問題ないというようなことから、非常にこれからいろいろと検討していかなければならないというようなことだったというふうに伺いました。

それで、現時点の話で結構なのですが、まず1つには全面改築なのか、それから大規模修繕なのか、こういったことが今問われているのだろうというふうに私も思っております。しかし、総合計画の日程から逆算しますと、令和3年度である今年中に一応全ての結論を出さなければならない、こういった現実があります。移転ということになれば、当然のごとく住民の理解、そしてまた関係者の方々の意見、それから保護者の意見等を聞いていくのはこれは当然のことだと思います。ただ、時間的な部分に関しては、今の答弁ではちょっと見えなかったなというようなことで、その点についても再度伺いたいと思います。

それで、大規模修繕を行って、もし中学校がそのまま継続するということになれば、常識的に考えて、要するに向こう30年間使わなければならないわけですよね。そうすると当然80年ぐらい今の校舎で使っていくのだというようなことが、これは誰が考えたって分かるわけなのです。ですから、全面改築に向けて総合計画では計画されていたと思うのですが、いろいろと補助絡みで国庫補助だとか起債の関係で非常に悩んでいること分か

るのですけれども、向こう80年間この校舎を使っていくべきなのかどうかという部分はやはり相当判断に苦慮するところだと思います。常識的に考えてそれがいかなものかというふうには私は思っております。

そこで、再度質問になりますけれども、先ほど小学校に併設してみたらどうなのだというのもちょっと触れさせていただきましたけれども、小中一貫教育と、それから義務教育校の可能性についてちょっと伺いたいと思うのですけれども、十勝管内では令和4年度から帯広市の大空小学校と中学校、それから新得町の富村牛小学校と中学校、それから令和5年度から豊頃町の豊頃中学校と小学校が併設をして、それぞれ開校されるのだというふうに、これはマスコミでそういうふうに掲載しておりました。本村においても、更別小学校に中学校が併設されれば、これは費用的な問題も私はちょっと入っているのです、言っている意味では。要するにその場所でやれば大規模修繕、だけれども移転すればそういったことも可能になるのではないのかなと、こういう観点もありまして、そういった可能性があるのかないのか。それから、もし、これ仮定の話で本当に申し訳ないのですけれども、そういう可能性があるとするならば、小学校にそういった敷地が残されているのかどうか。私が見た限りでは十分あるとは思っているのですけれども、その辺当然調べていると思いますので、その辺もちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

小中一貫教育が現状にふさわしいのかも含めて現在検討中だと思いますけれども、教育委員会としての現時点で結構ですので、考え方について再度お聞きしたいなと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 ただいま質問いただきました2点の前の80年使って大丈夫かというお話ございました。旧耐震の基準で造られた校舎ですので、調査結果につきましては安全だということなのですけれども、ただこれは倒壊しないという数字だと私は受けております。ですから、この80年の間に先ほど説明いたしました巨大地震が来たときに、ひょっとしたら危険建物という判断がなされて校舎が使えなくなる可能性は非常に僕は高いなというような感じではおります。そういうことを考えますと、今後80年を同じ構造体の校舎を使うということについては少し私は不安を感じております。

1つ目の質問なのですけれども、小中一貫教育についての可能性なのですけれども、小中一貫教育につきましてはの定義といたしましては、義務教育の小中学校の9年間を一貫した教育課程と学校環境の下で実施するということになっております。その目的としては、小中の連続性のある教育活動の充実になります。教育課程としては、9年間にわたる一貫した教育課程ということになりまして、教職員も一つの学校の一員として児童生徒の教育に当たるということになっております。現在の本村の状況なのですけれども、これを進めるとすれば、当然小中学校段階の教師が目指す子ども像をも共有いたしまして、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指さなければならぬと考えております。そのためには、教職員、そしてPTA、教育委員会で組織いたします一貫教育等の推進会議

を持ちまして、具体的な取組を整理していかなければならないのかなと思っております。そして、小中一貫教育全体計画を作成した後は、保護者、地域、議会、小委員会等への説明等を実施して進めていかなければなりません。様々な協議、教育委員会規則の改正等を経て実施されるということでもありますので、安易な移行についてはこれはやっぱり控えないかなというふうに考えております。

十勝管内で現在、先ほど令和4年度からというお話ありましたが、既に実施している一貫教育の町村といたしましては、幕別、それから陸別ということで2町の名前が上がっております。これがなかなか進まないという理由につきましては、やはり小中学校の教育課程ですとか行事等の調整、そして打合せ時間の確保、それから児童生徒が移動したりするような時間、それから教職員の多忙感、負担感というものが障壁になっているのかなというふうに考えております。私は、これまでも小中一貫教育と同様な小中の連携教育につきましては各学校に取り組むように指示をしてきております。9年間の系統を明らかにした教育課程の編成を行うなど進めてきておりますが、仮に議員が提案ありました小学校と併設した中学校ということになれば、なかなか進まない障壁の部分の障害が解消されることとなりますので、その部分につきましてはまた改めて取組については今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 2番、上田さん。

○2番上田議員 まだ1点、敷地の可能性があるのかどうなのか、その後の答弁でお願いしたいと思います。小学校の用地に中学校を移転した場合の話ですけれども、それよろしく頼みます。

いずれにしましても、小中一貫教育に関しては可能性があるということで、可能性があるというよりもほかの町村もやっているというようなことで、時代にマッチしたというか、これからのことを考えたときに、利便性だとかいろんな部分を考えてときにやっぱりそれもふさわしいというか、考え方の中に入れるべきなのだろうと私は思っているものですから、ぜひその点検討していただきたいなということでもあります。

いずれにいたしましても、総合計画では平成4年度から要するに、先ほども言いましたけれども、既に基本設計立てるわけですから、予定ではです。本当に急いでやらなければならない案件だというふうに私は思っているのです。ですから、今後どのような日程で、要するに令和3年中にやるのは分かるのですけれども、これだけの重要な案件を本当に1年でできるのかなと私は個人的には相当不安を持っているのです。総合計画どおりに、昨日配付されましたけれども、年度別実施計画でも載っております。平成4年度から基本設計に着手するのだということでも村が考えて、でも本当に間に合うのですかということが素朴な疑問です。それで、具体的にこの流れとして教育委員会としてはどんなような形で住民に、さっきも言いましたけれども、周知をして、そして意見を集約していくのか、この1年で可能性があるのかどうか。これやらなければならないのです、この予定では。だ

から、そこら辺の決意というのかな、そういったことをちょっと伺って、私の最後の質問とさせていただきますと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 2問目の質問、ちょっと答え忘れまして失礼いたしました。

敷地の関係なのですけれども、現在の更別小学校の敷地というのは非常に広い敷地になっております。これは、学校を管理する用務員の方からもいろいろお願いがあったりもしたのですけれども、非常にグラウンドが広いと。結構使われていない部分の雑草対策に非常に困っているのだという、それくらい広いようなグラウンドにもなっております。あと、緑地の部分も結構広い部分がありまして、ただそこを全部塞ぐというような形になると非常に息苦しい敷地になってしまいますので、そういう部分を考えれば、ある意味建て替えについては中学校部分については3階建てということも一つの考え方なのかなというふうに考えております。そういういろいろな考え方を持って移転するというのであれば、私は現時点では可能なのかなというふうに思っております。

それとあと、今後どのような日程で協議を進めていくかというお話でございました。今前年度から協議を進めているコミュニティ・スクールの協議会があります。これは、学校関係者、それからPTAの方、地域の方が集まった協議会になっております。これまでも増しているんな協議会、会議が持たれている中で、改めてこういう会議を特別持つということになるとまたいろいろ負担になるのかなという部分もありますので、私としてはこれまでいろいろ協議に応じていただいた協議会を基に協議を進めていきたいなというふうに考えております。流れといたしましては、令和3年度にこの協議を持って、現時点での校舎の改築がいいのか、あるいは移転改築がいいのかという部分について協議を進めていって、それを中心に進めていきたいというふうに思っております。あとは、改築場所が決まったら、翌年度には今度基本設計という形にして工事の内容を詰めていくということになるのかなというふうに思っております。今回の移転改築につきましては、いろんなこうしたらこうだというメリット、デメリットがたくさんあります。私もいろいろ考えているところはありますけれども、いろんな方からそういうメリット、デメリットをいろいろ提案していただいて、どういうスタイルが一番将来の子どもたちの学校にとって望ましいのかという部分を中心に今後協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番上田議員 以上で終わらせていただきます。

○議 長 この際、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づき質問させていただきます。

今般の質問の趣旨につきましては、農業に関する基本施策の体制整備対策と現状の農業経営の実態に鑑み、当面の必要農業施策について問いたいというふうに思っています。よろしくお願いたします。第6期更別村総合計画に示されています少子高齢化、人口減少、産業の活性化対策が必要、急務とされている現況に鑑み、基幹産業である農業の発展、維持、継続対策は欠かすことのできない重要施策であります。しかし、農業戸数は年々減少している実態にあります。対策の一環として、新規就農者施策やスマート農業の導入施策が講じられているわけですが、私見としては施策のこれら対策において将来構想を見通すことは極めて難しいのではと感じているところでございます。新規就農対策では、就農体験実習を希望され、実際体験実習されている方がいますが、現実として新規就農できる環境、実態にはないと思いますし、スマート農業の推進ではトラクターの自動走行、ドローンによる作物管理など、先端技術事業では背景には規模拡大を想定した施策ではとも捉えられ、利活用での費用負担など今後の課題も多くあるというふうに思っております。農業の将来像を見据えた中で、本当に必要な対策はどこにあるのか、村長が描いております農業像について見解を求めさせていただきます。

まず、1番目でございますけれども、基幹産業である農業の生産戸数、就業人口の減少による歯止め関連施策についての見解をいま一度確認させていただきたいというふうに思っています。

2問目として、新規就農体験実習研修事業が本当に必要のある事業なのか、見解を求めたいというふうに思います。

3番目、新規参入農業対策やスマート農業導入等、農業関連施策による期待度はどこにあるのか、加えて生産戸数、農業者人口増加などの起爆剤と捉えているのか、見解を求めたいというふうに思います。

4番目として、農業施策での課題、論点である配偶者、後継者対策、季節雇用促進助成金の創設など、実効性のある予算の措置拡大の確保を強く要望したいというふうに思っておりますけれども、これらの対応についての見解を求めたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの基幹産業である農業に対する基本的施策の在り方についてということの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本村の農家戸数につきましては、後継者不足などの理由から減少が続いておりまして、2015年の農林業センサスでは234戸となっており、2010年と比較すると7戸減少しております。昨年2月に実施をされました2020年農林業センサスの詳細な結果はまだ公表はされておりませんが、更別農協の資料から見ましても減少傾向が続いていると考えております。

こうした中で、質問の1点目にあります生産戸数、就農人口減少による歯止め関連施策についての見解であります。これまでも何度かお答えしてきているところでありますが、農家戸数の減少は農畜産物の生産量の減少のみならず、農村集落のコミュニティ形成にも支障を来しかねない重要な問題であると認識をしております。現在進めている第6期更別村総合計画及び第2期更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、新規就農者の受入れなどにより農業の担い手育成、確保に努めることとしております。関連施策としましては、平成30年度に更別村新規就農者受入特別措置条例の一部改正を行うとともに、令和元年度から新規就農者研修事業を実施し、これまでの2年間に体験研修5件6名の受入れを行い、うち畑作希望者2件2名、畜産希望者1件2名が実践研修へ移行し、本村に移住をしております。

畑作希望の実践研修者2名は、実践研修修了までに就農先が確保できなかったため、就農計画の策定には至りませんでしたけれども、1名は研修修了後に研修先の農場に就職をしております。もう1名は、研修修了後、研修先の農場でアルバイトを行っております。いずれも引き続き本村に滞在していることから、実践研修修了者として位置づけておまして、就農先とのマッチングが整った際には就農研修へ移行することが可能となっております。畜産希望の1件2名は、現在実践研修3期目となり、研修期間中の就農計画策定に向け、支援を継続しているところであります。また、担い手を安定的に確保していくためには、既存の農業者の経営の持続化も重要であると考えておりますことから、土地改良をはじめとした農業基盤整備や経営対策への支援を継続して実施しているところであります。

2点目の質問にあります研修事業が本当に必要である事業なのかについての見解ですけれども、新規就農を目指す方が自立した農業経営を行うためには農業研修は欠かせないものであると考えております。

3点目の質問にあります施策の期待度についての見解ですが、新規参入者への第三者継承を円滑に進めるためには、承継する時期を見据えた一定程度の準備期間が必要だと考えております。準備期間につきましては、経営形態や新規就農希望者の技量によりまして1年から3年程度を見込んでおり、この期間を研修期間として位置づけ、就農希望者の育成と確保を行うことで後継者不在で離農を考えられておられる農家の方々の選択肢が増えるところにもつながるものと考えております。また、一方で第三者承継を望まない方や突発的な事情により離農される方もおられることから、規模拡大を望まれる方への農地利用集積も行われることになり、経営規模の拡大に伴う労働力不足の解消も課題となっております。このため、ICTを活用した作業効率を高めるスマート農業の導入も併せて進めていく必要があると考えております。

4点目の質問にあります配偶者、後継者対策、季節雇用促進助成金の創設など、効率性のある予算の措置拡大についてですけれども、配偶者対策につきましては農業担い手育成センターに担い手相談員を配置し、鋭意取り組んでいるところであり、これまでにご成婚された実績もあることから、継続して配置していきたいと考えております。また、季節雇

用促進助成金につきましては、収穫期など臨時的な労働力不足対策として関係機関とも協議をしながら研究をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいまのご回答いただきましたけれども、基本的には新規就農について少しまとめた中で質問させていただきたいと思うのですが、現状の対策ではどうも、新規就農条例も一部改正してということがございまして、条文もちょっと読ませていただきましたけれども、基本的には今村長からの説明にもありましたけれども、実際に研修者として6名、畑作の希望者が2件2名ということと酪農の方が1件2名が基本的には村内で今実習を重ねているという形でございますけれども、なかなかそういう部分での対応というか、村の在り方という部分が僕は少し弱いというよりも、周知が徹底されていないのではないかという気がしているのです。

というのは、私もたまたま昨年、一昨年と研修生と会話する機会がございまして、実質的にはその方の希望といたしますか、更別でなぜ研修するのだという部分を熱く語られました、正直言います。この地を選んで、この地で就農したいのだという部分が強い方が更別の地を訪れて体験研修しているというのが僕は実態でないかというふうに思っているのです。その点の対応の中で、ちょっと弱いというか、その希望をかなえさせてあげられるか、あげられないかというのは、それは行政手腕も含めて、担い手センター、村長が代表となっている担い手センターの在り方も含めて交通整理をしっかり図りながら、就農しやすい体制というものをまずつくってあげなければ私は駄目だと思っているのです。

回答の中にありましたように、実質的には今の新規就農といいながらも、基本的には村が考えていることというのは第三者移譲ではなくて、経営承継の部分が多分、お聞きしていますと多いというか、それを主眼に置いた新規就農をさせているようなふうに見取れるのですけれども、規約だけ、条例だけ見てしまうと入ってくる全く分からない人については、新規就農できるのだ、あるいは居抜き云々くんぬんでなくて、村というか、更別が土地も用意してくれたり、いろんな部分をちゃんとアフターフォローできて、一連の対策の中で研修もできるのだという思いで入ってくる方もいらっしゃると思うのです。その点は、第三者の承継を今更別としては当面それを重点的にやるというのであれば、その点についてはもっと強く発信すべきでないかというふうに思っています。その点の捉え方についての見解を求めたいと思います。

あと、関連がございまして、ちょっと飛び飛びになっている部分あるのですけれども、実質的には農家戸数をどういうふうに維持していくかという部分が最大の課題だと思うのですけれども、どうも見ていますと、私も前回の六次化の対策の中でも、数字といたしますか、少し触れた部分あるのですけれども、農家戸数の減少、今年、令和3年度においても残念ながらちょっと農家戸数が減るというふうに私も聞き及んでいて、本当に残念です、正直言います。このままだと、そういう対策をやっても、確かに農家個々の経営の手腕

ですから、致し方ない部分もあるのですけれども、この体制でいくと年々減少傾向に歯止めがかからないというのが僕は実態だというふうに捉えるのが正しいと思っています。その中でも、第六次の総合計画の中のアンケートから、しつこいようですけれども、2040年には農業者人口が367人、戸当たり100ヘクタールという中で、これをいかに、この方向に進むのか、それともこれに対しての農家人口も含めて、戸数も含めてどういうふう維持させていくのかという、僕はこの課題を突きつけられていると思うのです。その点の押さえ方というか、行政の執行方針についてきちっとここは整理すべきだというふうに私は思っております。

加えて、今農業施策の中で、織田議員も先ほど言いましたけれども、スマート農業の推進という形で実証試験やっていますけれども、これはこれで僕は評価しているのですけれども、基本的にはスマート農業が全てを賄えるわけない。村長も回答していただきましたけれども、賄えるわけではない。では、作業効率も含めて、防除ができるだとか、そういう部分はあるかもしれないけれども、実質的にはトラクターは地についた収穫体制、播種体制しか今できないのです。空中ではできない。そういう中で、天候も含めた中でどうしても自然災害との葛藤の中では、今のところはその部分のトラクターによって収穫をする。地につけた中で、タイヤがついたもので収穫するしか方法がない部分がございますので、その点对応の仕方も含めて、労働力不足の解消には一助にはなるとは思うのですけれども、僕は抜本的な改革にはなっていないと思っているわけです。

そのために、まずは現状を農家戸数を減らさないという対策も必要だと思う観点から、第4項目にあります配偶者もしっかり対策も図っていかなければならないし、後継者対策もしっかり図っていかなければならない。まして、今一番心配されているのは播種と収穫時期が労働力が十分に確保できていないという部分が僕は今のところのネックだと思うのです。そこを早急に対処してあげるのが必要ではないかという思いから、雇用促進助成金、短期というか、6か月程度以上を、1日か2日でなくて6か月以上ぐらいの雇用に対して何らかの対策が打てないかということの提案も含めてお願いしたいというふうに思っているのですけれども、ちょっとまとまり悪いのですけれども、その点の考え方、いま一度見解的にまとめた中で回答いただければというふうに思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのご指摘ごもっともでございまして、新規就農に関しましてもたしか平成27年から質問を受けまして、29年、そして31年に条例を改正するところまでやっところ着けました。その中で、経営責任者のところの項目もそれまで20歳以上40歳以下の配偶者を有し等々、営農の平均耕地面積というのもありましたけれども、議員の皆さんのご指摘により、自立した農業経営を営む能力と経験を有する20歳以上50歳未満の者で村長の認定を受けた者に改めております。また、要件の緩和とか、いろんな形でやってきました。今おっしゃいましたように、研修ということで、現在は5名が研修をしておりますけれども、最終的に実践研修が終わって、そして本当にありがたいことですが、村

内に就職をされた方、アルバイトで引き続きやっている方、次の就農を目指して頑張っている方たちもおられるということで、これについては全面的に支援をしていかなければいけないというふうなことを思っています。

最初のどういう観点で就農を見ていくのだというようなことでありましたけれども、課題としては、スーパーシティの国に出す申請書の中でも更別村の課題の大きな1点として農業人口の維持、確保ということを挙げております。そのためにスーパーシティということなのですけれども、2015年、先ほどもおっしゃいましたけれども、3,285人の総人口に対して1,841人の就業人口、そのうち803人、43%が農業就業者となっていました。ところが、令和2年、令和6年の見込みの地方創生の見込みであれば、2040年には農業就業者が367人に減ってしまう。高齢化も進むということで、その部分の農業従事者の確保等について、労働力の軽減と、そしてその部分をしっかり確保しなければいけないというようなことがあります。基本的には新規就農者の施策の推進につきましては、多様な就農の受入れも視野にはありますけれども、基本的には当面の喫緊の課題であります後継者不在農家への第三者の承継を基本に考えているところであります。その部分を中心にして今いろいろと施策を展開しています。

あと、労働力不足の解消ということで、これはおっしゃるとおりでありまして、実際に収穫時期等が来ましたら、本当に確保が難しいことです。JAさんも、ハローワークというのですか、農協さん自身も持っています。村もありますけれども、独自で持っておりますけれども、いろんな形で短時間でも手伝いに来ていただくとかというような方向も目指しております。また、今道のほうからも、一度勉強会ということで、特定地域づくり事業協同組合ということでJAさんと勉強会をしているわけですけれども、これは直ちにということにはなりませんけれども、通年を通じた雇用を農業だけではなくて商工業も含めてどういうふうに村として確保していくのか、農業だけではなくてほかのところも人材不足というところがありますので、その部分のところの農繁期の確保ですとか、その部分含めると、1年の雇用というのですか、通年の雇用が必要となってきますので、その部分をしっかり見てやっていかなければいけないということと、3点目の雇用促進助成金です。これは、北広島とか恵庭とか、いろんなところで実践をしていますけれども、その部分もいろいろ制度の研究とかして、そういう助成金が適用できるのであれば、またそれとして農業分野にも広く活用していけるのかなというようなことを思いますけれども、この部分についてはまだまだちょっと勉強不足なところがありますので、この部分は研究させていただいて、導入できるような制度であればしっかりと考えて、村にはどういうふうなものが必要なかは見ていく必要があるのかなというようなことを思っています。

総じて今年もいろんな形で、農家戸数の減少ということでは私もお話は聞いています。何とか歯止めをかけなければいけません。それは、スマート農業だけではできません。だから、本当にその部分で就農していただく方とか、そういう条件整備をしっかりと整えながら、また支援策もしっかりと取らないとなかなかいけないということもありますし、後継者

不在の農家に至っては、これは本当に大問題でありますから、その部分も含めましてしっかり施策を具体的に打っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今回の回答いただきましたけれども、基本的には新規就農という部分の押さえ方をもう少し整理した中で、後継者不在の農家に対しての選択肢の一つでなくて、それを村としてやるのであれば、もっと積極的に対外的にも含めてきちっと整備した中で発信していただきたいというふうに思います。なかなかうまくいかない部分も正直言ってあると思います。だけれども、それは数こなしていかないと、せっかく入ってきた研修生がどうにもならないからアルバイトでも仕方ないかというような、そういうことではなくて、そこは相互の意思が通じるような形の対策を打っていただきたいということで、まずその条件整備も含めてしっかりと整備、整理、そして明言というか、具体的に示していただきたいというふうをお願いをしたいというふうに思っております。

あと、最後ですけれども、季節雇用という部分も私言いましたけれども、基本的には、季節雇用というか、今をどう乗り越えるかもやっぱり一つの課題だと思うのです。その分、労働力不足というのは、今までは自分たちの農業者であれば子どもであったり、兄弟であったりという部分の手伝いもあるということもあるのですけれども、なかなか今の世の中、機械も収穫機も含めて作業機自体が大型化してきているという部分もあって、手伝いに来たくてもなかなか手伝い切れないという方も正直言っていらっしゃるみたいですね。そういうふうに向っている部分も正直言ってあります。ですから、そこはマッチングといいますか、雇用の季節雇用も含めた中のマッチングできちっと対策が図れるようにバックアップしていただきたいというふうに思っています。

あと、元へ戻ってしまうのですけれども、本当の最後ですけれども、配偶者対策、後継者対策、村長の回答の中にありましたように、確かに予算措置もしていただいています。それなりの対策もきちっと打っていただいている。それは評価します。だけれども、ここはやっぱり正念場ですので、配偶者対策、後継者対策についての予算措置も含めて、具体的に人を配置したからできるではなくて、具体的にどういうふうにしなければならない。これは、農業だけの問題でないと思います。後継者問題、配偶者問題というのは商工も含めての話になるのでしょうかけれども、基本的には具体策を持って、ありとあらゆるそういうノウハウを蓄積しながら、担当者を1人配置した、それではなくて、予算措置も含めて具体的にこの分、この分とってピックアップしながら実施していただきたいというふうに思っているのですけれども、その点、最後の質問になりますけれども、ご回答いただければというふうに思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 そのとおりです。毎回担い手とそここのところの配偶者対策については何回も何回もご指摘を受けて、人は配置しておりますけれども、一生懸命いろんな形でイベント

とか等々にご尽力いただいておりますけれども、さらに一步踏み込んで具体的な施策としてやっていく必要があると思いますし、本当にうれしかったのは、研修生の中でご成婚というか、ありまして、それは本当にすばらしいことだなというようなことは思っています。また、後継者でも配偶者を連れて帰ってくると言ったら語弊ありますけれども、ちゃんとパートナーを連れてきて、一緒に戻ってきてくれるというような子どもたちがいっぱいいるので、そこはしっかり、この部分だけではなくて、子育て支援とかいろんな、住みよい、若者が希望を持てるような、本当にそういう村にしていけないと駄目なのかなというようなことを思っていますし、ご指摘のとおり決して人員配置するだけで済むという問題ではありませんので、しっかりそこは取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。次に、就学前教育、保育の体制整備についてご質問させていただきます。

本村は、就学前教育、保育は、地域保護者をはじめ、多くの方々による検討結果を踏まえ、3タイプによる運営がなされ、現在に至っています。人口減少に伴い、出生、幼児数も減少傾向にあり、今後の就学前教育、保育の在り方や財政負担を考えますと、再検討を要する時期が来ているのではないかと考えてございます。従来型の幼稚園、保育園、保育所に加え、2015年に子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、就学前教育、保育の在り方は大きく変わってきてございます。保護者等の意向、意見集約を図りつつ、行政として最良の選択肢は何なのか検討すべき時期であると考えてございます。更別村の子育ての現状を踏まえると、必然的にあるべき姿として方向性は導き出せるのではないかというふうに考えてございます。就学前教育、保育の体制整備の再構築の必要性につき見解を求めたいというふうに思います。

そこで、ちょっと私加えたいと思うのですが、幼児についての定義なのですが、原則的には定義的には1歳以上という定義なのですが、更別村の実態の保育も含めた中ではゼロ歳児からになっていますので、その点勝手解釈で申し訳ないのですが、そういう解釈の中でご質問させていただき、ご回答もいただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

1番目として、年々幼児数が減少傾向にある中、幼稚園、保育所、認定こども園の3タイプによる運営につき、就学前教育、保育の集約、再整備に向けた検討の必要性についてご回答いただきたいと思っております。

2番目として、就学前教育、保育の重要性を十分認識しつつも、財政負担の在り方等について効率化を図る必要があるのではないかと感じておりますので、その点についての回答もいただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの就学前教育、保育の体制整備の必要性についてお答え申し上げ

げます。

現在本村における就学前教育、保育施設といたしまして、更別地区には教育施設である更別幼稚園と保育施設であるどんぐり保育園が、上更別地区には教育施設である幼稚園に保育所の機能を備えた認定こども園上更別幼稚園があります。就学前の教育施設と保育施設につきましては、子どもの生き方や生きる力や将来にわたる人格形成の基礎を培う上でどちらも重要な役割を担っております。過去には幼稚園と保育所の在り方等につきまして制度や所轄する国の省庁の違いにより、本村においても担当する部署が異なったことから、一体的に検討することが困難な状況にありました。しかし、平成28年に子育て応援課を新たに設置し、就学前教育、保育の担当課を一体化したことにより、幼稚園と保育所がそれぞれ担っている役割を踏まえつつも、子どもたちの心身の健やかな成長を最優先に考えながら、本村における望ましい就学前教育、保育施設の在り方について検討を行ってきたところであります。近年は、少子化の進行や社会状況の移り変わりにより、就学前教育、保育に求められている内容も変化し続けています。幼稚園にも長時間の保育が求められるようになりまして、保育所にも教育としての保育を求められるようになってきたところであります。

1点目ですが、そのような状況の中、望ましい就学前教育、保育の実現のため、更別地区にある更別幼稚園とどんぐり保育園を統合し、相互の機能を併せ持つ認定こども園設立の実現に向けて改めて前向きに検討してまいりたいと考えております。なお、認定こども園上更別幼稚園につきましては、今後も地域住民や上更別小学校などとの関連性を密にしながら、引き続き地域における子育ての支援拠点として運営をしてまいりたいと考えております。

2つ目の質問ですが、本村におけるここ数年の出生数につきましては、子育て支援施設に力を入れてきたことが効果として現れてきていることもあり、大きな落ち込みはなく推移しているところであります。しかしながら、10年前、20年前と比較しますとやはり減少が見られるところであります。第6期総合計画の最終年度である令和9年度の14歳以下の目標人口は364人としておりますが、これは平成27年に実施した国勢調査の431人と比較しますとおよそ16%の減少であります。今後も人口の減少が見込まれる中、就学前教育、保育の重要性は当然のことながらと考慮しつつも、効率的な行財政運営については必要であると認識をしております。こちらにつきましても更別地区における認定こども園の設立と併せて検討していくこととしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 まず、ご回答いただいた中でもう一度確認をさせていただきたいと思っております。いずれにしても、幼稚園児、どんぐり福祉会への委託の部分も含めてということで、上更別認定こども園はそれなりの判断の中で新設したわけですから、それはそれとして頑張っていただかなければならないという部分はあるのですけれども、これだけの就学前の

子どもたちが、村長が得意の特殊出生率が1.87だと自慢はするのですけれども、基本的にやっぱり幼児は少なくなっているのが現状です。その中で、選択肢として保育がいいのか、幼稚園の教育的な方針がいいのかという、それはそれなりの評価の中でというのがあるのですけれども、あまりにも児童数というか、幼児数が減っている中で選択肢を求めていくというのはもう限界が来るのかなというふうに正直言っています。確かにそれぞれの保護者の中には思いがあると思うのですけれども、いずれにしても今の課題としての幼児の保育、教育の在り方につきましては、やはり働いている方が多くなっている中では、ご回答にもいただいたように、基本的には認定こども園的なゼロ歳児からの保育といたしますか、保育も含めた対応が僕はベストでないかなというふうに思っているわけでございます。

いずれにしても、前向きに検討していただけるという、改めて検討しますということなのですけれども、これも先ほどの中学校、小学校の問題と同じように、いつまでもただただ、ただただしていると、ではいつ結論が出せるのだという話になりますから、思いというよりも、そこは統合に向けた日程等のスケジュールもしっかり示して、しっかり示しながら検討に入るべきだと思っています。それでないと、得意の検討します、検討しますではどこで検討しているのかよく分からないという実態になりますので、その点の対応についていま一度ご回答いただければというふうに思っています。

その点の幼児教育対策というのは、これは重要性は私も十分認識をしているところでございますけれども、財政面も含めて、申し訳ないですけれども、多いとは言わない。多いとは言わないけれども、予算措置計上の中で重複の費用と見られる部分の費用計上が、年々拡大はしていないけれども、それなりに担保されているという部分ある。それは、子ども教育というか、幼児教育の中の効率性も含めて、いかにベストな形で保育なり教育できるか、幼児教育をできるのかというものをいま一度再構築して、多分そのために子育て応援課つくったと思うのです、正直言います。そこを策定してくれなければ意味がないわけです。だから、その点の前向きな回答をいただいたという中では、最大の効果が発揮できるような予算措置で構築していくべきだと思うのです。それでないと、いつまでもいつまでもといても、財政負担も含めて健全化、健全化といっても、幼児は少なくなってくる。だけれども、対応はきちっと図らなければならないという部分、そこに根底はしっかりした幼児教育の根底の指針があってできるものであって、その点は十分配慮しながら予算措置も含めて再構築していただきたいと思っていますのですけれども、その点の考え方も含めていま一度ご回答いただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのご指摘のところ、出生率は決して自慢をしているわけではありませんけれども、かなり子育て支援を頑張ってきたので、1.86ですか、道のとかになると若干低くなりますけれども、実質的にはそのぐらいはあるということで、今年度も。平成元年は27人出生ということで、大体20名は必ず超えているということで、小さな村の中

では奮闘しているところではないかと思っています。平成21年、過去5年間で29.2人、25年で28.4人、平成30年で25.6人、令和2年では26.0人ということで、頑張っているというようなことでありまして、その部分でしっかり支援もしていかなければいけないのかなというふうに思っています。

認定こども園新しくというようなこともあって、これは子育て応援課をつくったときも、私の第1期目の立起のときに公約として幼保一元化を掲げて、ずっと検討してきたわけですが、なかなか具体的な案を提示するまでには至っておりませんでした。今般いろんな内容面につきましては、厚労省が定める保育所の保育指針並びに文科省が定めております幼稚園教育要領が子ども・子育て支援法に変わりました、3歳から5歳までは全て文言も同じ文言に変わっております。これは、議会においても説明させていただきました。だから、就学前は、教育は少なくとも3歳から5歳までは同じような教育内容、保育内容をこれは可能であるということでもあります。その部分についていろんな歴史的な問題もあるということをおし上げて、その部分でカリキュラムとか、保護者の部分とかいろいろありますので、そこは丁寧にしなければいけないなというようなことでもあります。

設立時期につきましては、スケジュールをしっかりと示すことが必要だというふうになりました。私もそのとおりだと思います。保護者をはじめとした住民の方々へのしっかりした説明、あるいは設立に向けた作業に時間をかけなければいけないので、今この場で明言することは差し控えますけれども、今後スケジュールをしっかりと検討、見直しを立てて、見通しが立ちましたら適切な時期に、これは本当にご指摘のとおり説明をしてまいりたいというふうに考えております。

財政的な部分についても今は非常に厳しい状況にもあります。過疎債が本当になくなれば、自分としては覚悟して子育て支援を少し削らなければいけないのではないかということで、そこはどうしても削りたくないというふうな頭あったのですけれども、いろんな無駄とか、無駄とは言いませんけれども、そういうようなところを本当に行政効率を上げるためにはどこが許されて、どこは優遇されるというようなことは決してあってはならないですし、それは公正公平、適切にどの分野にもそういう厳しい面は強いていかなければいけないということもあったのですけれども、幸いにして継続ということでもありました。これを10年をチャンスとして、しっかり組んでいくということでもありまして、最初に申し上げましたとおり、更別地区での幼保一元化ということを新たに具体的なスケジュールを出してしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今回答いただきましたけれども、確かに日程、スケジュール等について即答しなさいというのはちょっと酷な言い方かもしれませんが、本当にこの点はしっかりスケジュール、日程も含めて明記して検討に入っていただきたいと思ひます。検討

に入るにしても、これは悪いですが、村長、やっぱり村長の執行手腕です。それはやると言ったらやるという形で進めていただかなければ、これは成し遂げられるものではない。確かに同意も必要であるという部分は分かります。理解しますけれども、その点は行政手腕が問われていると思いますので、そこは深く受け止めて、早期にスケジュールを立てて、具体的な検討をして、いつまでにとという部分を明確に我々も含めて村民に示していただきたいと思います。それでないと、選択肢今あるわけですから、2つの選択肢があるわけですから、その点を保護者も含めて、どちらに、どちらに、それも大事ですが、その方向を示して何年後かには統合するのだという部分を示していかなければ僕は駄目だと思うのです。更別はいいところで、確かにどんぐり保育園と幼稚園と施設が併設している。つながっている。これメリットだと思うのです、いずれにしても。施設が動くわけでもない。だから、そういう部分のメリットもありますので、十分理解は僕は得られると思っていますので、その点は早急に対応を図っていただきたいというふうに思っています。

いずれにしても、予算措置の厳しくなっていく中でございますので、これからどうなるか分からないという部分もありますけれども、農家戸数も減って、商工も今厳しい状況に置かれています。コロナだけでなく、経済も含めて厳しい状況の中で、自主財源が非常に減っています。その点の対応も含めて十分考慮した中で予算構築をしていただきたいというふうに重ねて思います。無駄とは言いませんけれども、やっぱり省けるものは省いて効率性を求めた中の予算執行で樹立していただきたいというふうに思っていますので、その点お願いも含めて、もし仮に回答があるようであればございましたらお聞きして、最終の質問とさせていただきます。

○議 長 西山村長。

○村 長 ありがとうございます。度々議員の皆さんから政治的な判断も必要であるというふうなことで、腹をくくれというようなお話も伺いました。一番大事なのは、やっぱりそこに通っている子どもたちの保育、教育の中身でありますし、それはしっかりと学齢前保障しなければいけないということと、そこに預けている保護者の皆さんの安心、そして理解を得るということが最大の、そして村民の皆様の共通理解を得ながらということはやっぱり基本として外してはいけないというふうに思います。ただ、自分としては、就学前教育は、これは文科省、厚労省に両方にまたがるものではなくて、もはや幼保一元化ということもう古い言葉になりましたけれども、これは一貫して同じような教育、保育を受けてもらうのが必要であるというふうに考えています。そういった点では、それに向けてしっかり示していくということも私の責務であると思いますし、そのことをしっかりやり遂げていきたいというふうに思っています。今後ともまたご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

○6番安村議員 ありがとうございます。終わらせていただきます。

○議 長 ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午前 11時49分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議 長 ここで、休憩中に先ほどの一般質問における発言の訂正について上田議員より発言を求められましたので、これを許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 先ほどの一般質問の3回目の質問の際に、中学校の改修について総合計画では平成4年度から既に基本計画を立てるという文言がございました。そしてまた、年度別実施計画でものっておりました。平成4年度から基本計画に着手するという発言をいたしましたけれども、どちらも令和4年度の誤りでしたので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議 長 それでは、この件は終了しました。

◎日程第2 村政に関する一般質問(続行)

○議 長 引き続き一般質問を再開します。

順次発言を許します。

1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。さらべつ版生涯活躍のまち基本計画に定めた障害者施策の現状と課題ということで質問をさせていただきます。

今から約15年前、村は村民の誰もが安心して住み続けることができる村づくりということを基本理念としたリラクタウン構想をつくり上げました。その実現に向け、次に掲げる施設整備計画を作成いたしました。ちょっとここは略して書いてあるところがありますが、全部で9つあります。1つ目、地域密着型介護老人福祉施設、2つ目、小規模多機能型居宅介護事業所とそれら1番、2番での関連での農園、4番目として障害者向けグループホーム、5番目に障害者通所授産施設と栽培農園、6番目に賃貸の宅地の分譲、7番目に公共駐車場とその周辺での緑の広場、8番目に地域ふれあい広場、9番目として、国道沿いですがけれども、植樹などという計画内容でありました。しかし、現在に至るまでに実施できたのは1と2のみであるという現実にあります。

こうした中で、平成27年に国が生涯活躍のまち構想を定めたのを契機に、更別村としては平成31年9月にさらべつ版生涯活躍のまち構想を策定したという経緯があります。このさらべつ版生涯活躍のまちづくり構想の中で、リラクタウン構想でこれまで未着手であった障害者支援施策として、活躍の場、それと住まいの確保、それと療育や相談サポート体制の構築を図ることを明記してございます。こうしたことを踏まえて質問させていただきます。

内容的には3つです。1つには、村の新規事業となる児童発達支援と放課後等デイサービスの開設に向けた進捗状況、現状どうなっているのかということと今後の展望についてお聞きします。

2つ目に、リラクタウン構想で基本計画に掲げ、未着手の障害者通所授産施設及び栽培農園はさらべつ版生涯活躍のまち構想の中の基本計画として私は入れるべきというふうを考えているのですが、そこに対しての村長のお考えを聞きたいということです。

3つ目に、親亡き後の住まい、これはちょっと略して書いてしまいましたけれども、グループホームだけでなく、将来の一人暮らしを支援するための体験住宅、これは勝手につけた名前ですが、こういった整備ということ併せて考えてみたらどうかということの質問でございます。

まずはそのこと3点、よろしくお願いたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 遠藤議員さんのさらべつ版生涯活躍のまち基本計画に定めた障害者施策の現状と今後の課題の展望についてお答えをいたします。

まず、ご質問の1点目であります。児童発達支援と放課後等デイサービスの開設に向けた現状と展望についてお答えを申し上げます。さらべつ版生涯活躍のまち構想において展開する事業案としましては、児童発達支援機能つき放課後等デイサービスとしており、また実施計画におきましては療育事業等発達支援の取組の充実として療育事業を地域交流拠点内で展開し、利用する児童の発達に有意義なものとなるよう事業を実施するとしているところであります。しかし、事業の運営主体を担う予定であった一般社団法人が令和元年度末に本構想から脱退したことにより、現在は療育事業の実施主体がない状態となっております。今後につきましては、地域交流拠点の施設整備が当初の計画より大きく変更となっていることを踏まえた上で、療育事業の内容の変更や方向転換も視野に適切に見定めながら、見極めながら検討していくこととしております。

続きまして、ご質問の2点目ですが、平成18年度に策定したリラクタウン構想においては、誰もが安心して住み続けられる村づくりを基本理念に、障害者の自立支援や生活支援、地域の人々との交流を促す施設として障害者通所授産施設及び栽培農園の整備を掲げていたものの、実施に向けた具体的な検討段階において担い手となる予定の団体がニーズや採算性等の問題から事業の実施に至らなかった経過があります。その後国の地方創生の動きの中で浮上した生涯活躍のまち構想を契機に、障害者の働く場や住まいといったリラクタ

ウン構想の再構築に係る検討や誰もが住みよい村となるような多世代、多様な人々の交流等を促す手法につきまして様々な関係団体と検討を重ね、平成30年にさらべつ版生涯活躍のまち基本構想、平成31年に実施計画を策定したところであります。現在リラクタウン構想時に描いた障害者通所授産施設及び栽培農園の整備は予定しておりませんが、関係者の皆様と改めて検討した実施計画等に基づき、C C R C構想の拠点施設となる老人福祉センターに関係団体の協力の下、コミュニティーカフェを設置するなど、多世代、多様な方々のごちゃまぜの交流の場や新たな雇用の場となるように取り組んでいます。

最後に、3点目ですが、C C R C構想では障害をお持ちの方の住まいの場を福祉の里エリアや老人保健福祉センター周辺に障害者向けグループホームを中心とした住まいの場の検討を行い、整備することとしておりますが、今すぐに施設を利用したいという方が多くないことや障害の種別や程度など多様化への対応、運営する人材の確保が難しいことも予想されることなどから、現時点におきまして具体的な建設に至っていない状況であります。ご質問の体験住宅の整備についてであります。リラクタウン構想からの悲願であるグループホーム整備の取組を進めるためにも複数の施設整備は財政的にも非常に厳しい状況があります。しかしながら、障害のある方の暮らしを支援するため、障害の種別や程度に関わりなくどんな人でも快適に暮らせる場所として、グループホームのみならず、支援つき一人暮らし、親亡き後の実家暮らしなど、個々のニーズに応じて安定した生活が継続できるよう、グループホーム整備の検討と並行して既存の更別村にある資源を活用した一定の支援を受けながら、地域の中で暮らしていけるような仕組みづくりについても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 3つの中で最後の親亡き後の住まい、グループホームだけでなくということに関して非常に前向きなご意見をいただいたことをとてもありがたいなというふうに思っております。もう一月以上前ですかね、道新に出ておりましたけれども、芽室町で実際こういったことを始めております。建物の中に電気、ガス、水道入っていて、基本的な備品もそろえてあって、何回までの限定で1回幾らというような料金設定だったというふうに思いますが、幾つかそういう場所もあると思いますので、参考にした上でお考えいただければというふうに思っております。

あと2点ほど改めてお聞きしたいのですが、1番目の児童発達支援とか放課後等デイ、これ今後療育事業の内容の変更とか方向転換も視野にというふうにお答えいただいたかと思うのですが、具体的に今どんなような形で考えていらっしゃるのか。それと、年次計画の中では令和3年度に実施主体を決めると、これはこの事業だけではありませんけれども、いうふうになっていて、その辺のこともどのような形で今進められているかというふうなことを改めてお聞きしたいというふうに思います。

それと、もう一つには、2番目のところ。通所授産施設、これ障害者の総合支援法

に変わって、こういう表現のものがそのまま残っているかどうか、私きちっと調べていないので質問で恐縮なのですが、リラクタウン構想のときには施設の目的として更別村の地場産の品物、それから地元の農業生産者とか企業と連携を図りながら経済事業活動として取り扱うというふうな考え方が示されていました。基本理念としては、利用者が地域で自立した生活を営むことができるよう、利便性のみならず、経済性に優れた施設としますと。もう一つ、同じような内容になるのですが、様々な創作活動や生産活動が機能的に行えるよう、利用者の動作特性に配慮した施設とすると。施設としては、具体的には、事務所は当然でしょうけれども、あと売店、作業所、工場、温室というふうになっているのです。栽培農園もそれとの関連で地元企業との連携を図りながら、地元の農業者も含めて連携を図りながら、地元農産物の特性に配慮し、経済性を考慮した農園事業を行うというふうに、当時の考え方としてはそのようなことです。つまりそこで訓練を受けた人たちが収入を得る形で、それを商品化することによって経済性を確保するということが基本的な考え方に立っての立案だったというふうに私は認識しております。

ただ、先ほどの答弁いただいた中では、CCRCの、いわゆるごちゃまぜとよく言っていますけれども、地域交流拠点施設です。そこに老人福祉センターを使つてのコミュニティーカフェなど、それとそこを場にして多世代、多様な人とのごちゃまぜの交流の場とか新たな雇用の場となるようにというふうなご答弁だったというふうに思っておりますが、果たして、そもそもあった計画の理念とか実行するための施設とかということとはちょっと別の形で再提案のような形になっているというふうに思います。さっき村長のご発言にもありましたけれども、それぞれのいろいろなCCRC関連の会議体の中で検討した上で、新しくリラクタウン構想の見直しを含めての今の状況がこうなっているという説明だったと思うのですけれども、経済性とかというふうなことにに関してどのようにお考えかということも併せてお聞かせいただきたいと思っています。

といたしますのは、更別版のCCRCの基本構想、基本計画の中ではこのような表現が使われているのです。事業主体の運営体制、これは温泉施設に限ったことなのですが、その中で収益の確保を見込む計画が必要であるため、各事業の収益性を考慮しながら、持続可能な運営主体の選定をしていく必要があるというふうなことです。今どの団体がこれをするかということは、さっき言いましたように令和3年度中に決めるということになりますから、今まだ確定はしていないにしても、方向性としてはもう既に定まっていますから、準備に入ることになると思うのですが、今カフェをといったときに、それを運営する主体が持続可能だというふうな判断をされているのかどうか。私が当事者といいますか、今候補に挙がっているところと直接お会いをして話を聞いた中では、2年間は何とか頑張れると、3年目以降は何とも言えないという返事が返ってきました。となると、ここで言っている収益性を考慮しながら持続可能な運営主体というふうなこととして考えていくのは果たしてどうなのだろうかという疑問があります。その辺りを改めてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 遠藤議員さんの1点目の部分ですけれども、今後の、芽室の部分でグループホームのところは置いておきまして、令和3年度実施主体等再構築の部分のお話もありました。療育の分野等につきましては、現在村が事業主体となるか、または経験や実績のある民間事業者を新たに誘致するかを含め、事業に対するニーズを見極めながら検討することとしております。なお、村が実施する事業といたしましては、本年2月より更別地区の子育て支援センターを実施場所として、本村の子育て世代包括支援センターに配置している発達相談員による心身の成長に気がかりな子どもを対象とした療育事業を開始をしております。内容につきましても、こちらにつきましても南十勝こども発達支援センターにおいて指導員不足が今続いているということから、現在新規の在籍児童の受入れができない状況等々に対処するために、新たな新規事業として実施をしたものであります。2月につきましては、1名の児童を対象に実施したところでありますが、今後も継続して、また新たに必要とする対象児がいましたら本事業に掲げていきたいというふうに思っております。

また、南十勝こども発達支援センターの状況ですけれども、地域の療育施設として本村の児童が在籍して利用しているところですが、こちらにつきましては在籍児童数の増加と指導員の欠員により、現在は一部対象となる児童で通所回数を減らす対応、新規の児童の在籍をお断りしている状況となっている本当に残念な状況にあります。設置している大樹町に対しましては、今後も職員の確保に努めて在籍児童にとって適切な通所回数が図られるようお伝えをしておりますけれども、職員の募集をしても応募がない状況、採用に至っても短期で退職になったこともあり、大変苦慮しているというふうに聞いております。地域の療育施設として位置づけをどのようにしていくのが適切であるかについても見据えながら、構想における事業について検討してまいりたいというふうに思っています。

それがまず第1点の療育等で、放課後デイサービスについてはガイドライン等を平成24年4月に児童福祉法、昭和22年法律第164号に位置づけられた新たな支援ということと、その後平成26年7月に取りまとめられました障害児支援の在り方に対する検討会報告書、今後の障害児支援の在り方についてというガイドラインを含めましてしっかり放課後デイサービスの基本的役割、子どもの最善の利益の保障ということで、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づいて、しっかりとそこうたわれている理念を今後とも構築していきたいというふうに考えております。

次の経済性のところですが、リラクタウン構想からCCRC構想ということで、そういうふうになっていったところではありますが、その部分ではリラクタウン構想のうち、障害者施設について一部推進の部分として継続的な収益性の確保の問題とか、今授産施設というふうな形で、法律が変わってというか、なりまして、現在は就労継続支援B型作業所というのがその役割になっているという、遠藤さんも御存じだと思いますけれども、授産施設とは呼ばなくなっておりますけれども、その部分はジャイロスタートということでいろんな事業所が今関わっている団体の強みを生かして事業を展開しようという

ことでその部分をしております。リラクタウン構想のそういう理念については引き継いでいるものの、その手法、実施方法についてはさらべつ版生涯活躍のまち構想実施計画の検討の際に改めて協議して、また現在コロナといった状況にもありますので、なかなか前進させることもかなり難しいところもございます。現在実施している、進行中であるということをご理解いただきたいというふうに思います。

授産施設等、B型等、栽培農園はこれについても想定では単独閉鎖的な空間ではなくて、より多くの村民と交流を持ち、顔の見える活躍の場を地域交流拠点の中で整備することが望ましいということは考えておまして、まずはコミュニティーカフェを設置し、村民の交流の場、障害者の活躍の場づくりを目指すということになっております。また、農園等については、松橋議員さんからも一度質問を受けておりますけれども、農福連携という形での方法もあるのではないかとのご指摘も受けておりますので、その辺の部分についても連携の検討を今進めているところであります。

以上であります。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 農福連携の件は、私改めて言おうと思ってさっき言わなかったのですが、CCRCの中でもアクティブシニアさん、元気な高齢者の人たちの活躍の場という中で、十勝管内でも幾つかの地域で実際に農福連携という形で進められておりますけれども、ここに温室、当初のリラクタウン構想の話に戻ってしまいますけれども、温室というふうなことをあえて書いているということは、年間を通して安定的な収益を上げることができるという思いでこうしていたのだというふうに私は理解しているのです。それにこだわることではなくて、そういった視点を持ちながら施設整備をしていくということが、リラクタウン構想のときの思いを踏襲しながら、新しいCCRCの構想とか施設整備というふうなものを進めていっていただきたいなというふうなことを思っています。

グループホームのことに関して、これCCRCの中でも、私途中から参加できなくなったのですが、障害者単独でやるのか、共生型にするのかというふうなところに関しては今現在CCRCのいろいろな会議体がありますけれども、その中ではどっちを想定して話合いがされているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。単独なのか、共生型なのか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今単独なのか共生なのかということですがけれども、これ両方加味して検討しているという状況でありまして、どちらか一方ということではないですけれども、当初はグループホームというのは単独というふうな形で障害者だけのということでありましたけれども、その後CCRC構想の中ではいろんなニーズも見極めて、先ほど言いました支援つきのそういうようなこととか、いろんな方が共生できるような、高齢者とかいろんな方も含め、若者も含めてそういうような方向も今検討している段階であります。

以上です。

○議 長 遠藤さん、回数の3回を先ほどで終了なので、最後まで述べたいことがあれば、回答はありませんが、伝えるだけ伝えていただいてもいいです。

○1番遠藤議員 では、回答はいただかなくて結構ですが、就労継続支援A、Bというのは、AにしるBにしる、一人の人が今の段階で一般就労はまだ無理だという人たちが一般就労できるようにという前段の支援策です。Bのほうがちょっと時間がかかりそうな人たちというふうな、これは聞き流していただいたら困るから、回答は要らないのですけれども、前にも私どこかのときに言ったかもしれませんが、日本理化学工業という会社があります。粉の出ないチョークを主に作っているところですが、あそこは今職員76名のうち57名が障害者なのです。ほとんどが知的障害です、昔の言い方で言えば、57名のうち、約6割が重度の障害の人たちなのです。

これは偶然できたことではなくて、今で言う特別支援学校の先生が直接日本理化学工業を訪ねて、どうかうちの卒業する生徒たちを採用してほしいと頼み込んだ。でも、経験がないからといって2回断った。3回目に来たときに、就労できないことは分かりましたと、でも卒業する前に一度だけ働くという体験をさせたいのですと、将来のためにということで、当時専務だった、今会長さんをされているのかな、方がその熱意に打たれて2週間だけの試験採用のような形で受け入れた。その人たちが、2人の女生徒だったので、卒業してからずっと社員として仕事を続けます。社員として仕事続けられた背景というのは、2週間たったときに職員が十何人か集まって何とか正式な採用として職員として採用してほしいということを懇願したのです。できないことは自分たちがお世話するからということに、負けてというか、その思いを受け止めて採用して、定年まで仕事したというふうなことがあります。

計算もできない、読み書きも十分できない子がどうして一人で会社に来れるのだろうかと考えたら、信号はきちんと読み取って渡れるのだと……

○議 長 遠藤さん、集約して、最後のお伝えですので、質問にはなりませんので、集約して話してください。

○1番遠藤議員 作業工程を全部障害のある人にも分かる形につくり変えたというふうなことです。何が言いたいかというと、一つの思いだけではなかなか成り立たないと。学校の先生の熱意があって、会社のオーナーの理解があって、職員たちのサポートがあってというふうなことなので、制度というか、働く場があれば何とかなるというふうなことではないのではないかと、全体で支え合って協力し合っていくということがあって初めてそういうふうなことも成り立つのかなということを、御存じの話かもしれませんが、改めてご理解の上、今後の取組を進めていただけたらという思いで、すみません、お時間いただきました。ありがとうございました。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時05分 再開

○議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から3月15日までの4日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、3月12日から3月15日までの4日間休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 2時06分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員